

一一、労働組合法獲得闘争

昭和五年の後半期並に昭和六年の第五十九議會中を通じて労働組合法をめぐる勞資の階級戦は本會有の熾烈さに達した。資本家團體はあけて政府の欺瞞的組合法（謂ゆる社會局案として昨年發表されたもの）に對して猛烈な反対運動を起し、進んでは労働爭議取締法をさへ制定せしめんとした。之に對して我が全國労働は全國大衆黨を中心にして獨自の自主的労働組合法案を調査立案して政府案に對抗し、凡ゆる機会を通じて友誼諸組合と共に闘争を開出し、「自主的労働組合法を與へよ」、「政府の反動的組合法粉粹」、「資本家の組合法反對運動を叩き破れ」のスローガンの下に闘争を行つた。

即ち我等は創立後組合法問題が第五十九議會を中心に重大化する傾向を豫見したので加盟各組合並に地方聯合會に左の如く指令すると共に直ちにその闘争を進めた。

自主的労働組合法獲得闘争の指令

運動の總旨——（前略）労働者の團結團體の確立を中心とする自主的労働組合法獲得の闘争は今日の資本家の反對運動と對照する特に重要な事である。即ち第一、資本家の產業合理化に對抗して労働大衆を政治闘争に動員するには結社の闘争開拓である。

第二、この運動に關する労働組合法は如何なるものかを全大衆に訴へて組合大なること。

第三、資本家及び政府裏面の反対的實業を徹底的に暴露して監視を勧告す

（個別的不滿解消すること、特にその工場主の本來の本業をハラコセよ）

第六、農業労働者會議、地盤の共同闘争の組織を強化せよ。

第七、農業の整備と共に労働者大會、大陸的示威遊行、指揮者不連動等の運動を推進せしめよ。

かくて我等は全國的に組合法獲得闘争を起すと共に昭和五年末に至つては大衆黨のが農業労働者の闘争に合流して更に勇敢に戦ひ、議會中は各地に於て労働者大會民衆大會を組織し政府の反動的組合法粉碎の闘争を戰ひ抜いた。尙ほ我等の自主的労働組合法案は大要左の如くである。

大衆黨の労働組合法案

（労働組合法案政治委員會起草）

第一條 本法に於て「労働組合」と稱するは労働生活の條件の維持改善其の他労働者共同の利益を増進する目的とする労働者の團體又は聯合を謂ふ。

第二條 本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は又は設立者は組合規約を添へ主たる事務所々在地の地方長官に届出する事を要す組合規約に變更ありたるときも亦同じ。

第三條 労働組合規約には左の事項を記載することを要す

一、名稱 二、目的 三、主たる事務所 四、組合員の資格に關する規定 五、組合員の加入脱退に關する規定 六、會議に關する規定 七、代表者其他役員に關する規定 八、組合費其他會計に關する規定 九、組合規約の變更に

第四、かくて反動的組合法を一舉に廢除して自主的組合法後期の闘争を開始する。

大體の方針——

一、本運動の期間は今日より來春議會開幕迄とする。

二、今後發展すべき失敗反対貨賃低下問題及労働問題、株主權立憲運動等と併合して取扱されねばならぬ。

三、單なる食糧運動でなく全組合を敵かし大衆黨員の方隊でやれ

四、右運動の發展は必然に無産政黨及労働團體との共同闘争に進むものであるかその場合は常に自主的組合法を目的とする共同闘争であり而も同型の統制を羨む如きことがあつてはならぬ。

五、從つて本運動は各組合本部及び聯合會内に特別委員会の如きのを設立して統制すべし

六、この運動は全國的に歩調を合して進めるため大體次の三期間に分つて進め、どこまで實力本位の闘争たるべし

五、從つて本運動は各組合本部及び聯合會内に特別委員会の如きのを設立して統制すべし

六、この運動は全國的に歩調を合して進めるため大體次の三期間に分つて進め、どこまで實力本位の闘争たるべし

第一期——官能期 六月より八月

第二期——休暇期 九月より十月

第三期——仕上期 十月下旬より議會開幕期まで

當面の運動——

一、各組合並に聯合會は「組合法特別委員會」を組織して本部にて定期通報せよ。

二、右委員會は研究會委員會で運動の總旨の徹底をはかること

三、宣傳演説會を行ふこと

四、各地の資本主義、關係資本主義等に對しては直接にシラミツッジに抗議を開始し、労働組合への自由を要求し必要に應じて立場聲明申込むこと

五、關係工場、未組織工場等の日工場にてはビラ、ポスターの如きを

關する規定

第四條 労働組合に對しては譲税を賦課せず

第五條 雇傭者又は其代理人は労働組合の組合員たるの故を以て之を解雇することを得ず

雇傭者又は其代理人は労働者が組合に加入せざること又は組合より脱退することを雇傭條件と爲すことを得ず

第六條 雇傭者又は其代理人は労働組合の役員又は組合員より被傭者の労働條件に關する交渉の申込を受けたるときは正當なる理由あるにあらざれば之を拒むことを得ず

第七條 労働組合が雇傭者又は雇傭者團體と賃銀、時間其他の労働條件に關し労働協約を締結したる場合に於て協約の條件に違反する雇傭者及組合員間の雇傭契約は其の違反する部分に限り無効とし無効なる部分は協約の條項を以て之に代ふ

第八條 雇傭者は同監視業により損害を受けたるの故を以て労働組合又は其組合員若しくは役員に對してその賃銀を請求することを得ず

第九條 労働組合の役員又は組合員は同監視業を勸誘し労働爭議遂行の目的を以て監視をなし非質の勸誘を爲したるの故を以て處罰せらることなし

第十條 滿十四才以上の未成年者又は有夫の女子が労働組合に加入したるときは法定代理人又は夫が之を知り過滑なく異議を述べざる限り爾後の組合員としての行為に關しても同意又は許可ありたりものと看做す